

## 国際シンポジウムリポート

石井 純一

(北海道大学大学院法学研究科C O E 研究支援員)

2月23日・24日、本拠点主催の国際シンポジウム「知的財産法政策学の基本理念の確立に向けて」が、北海道大学学術交流会館第一会議室において行われた。本シンポジウムは、知的財産についての考え方、知的財産に関わる政策のあり方について根源にさかのぼって考え、世界の研究者と情報交換することを目的とするものである。中国・オーストラリア・オランダ・米国の研究者をパネリストに迎え、また、会場には、国内各地の研究者はもとより、海外からもマレーシアの研究者の来訪を受け、活発な議論が展開された。

23日は、第一セッション「知的財産法制と経済発展」が行われ、Peter Drahos・オーストラリア国立大学社会科学院教授から「知的財産産業と知的財産のグローバル化」の題目で、吳漢東・中南財經政法大学学長から「国際化、現代化及び法典化：中国知的財産権制度発展の道」の題目で、彭涛・中国地質大学助教授から「中国著作権法における職務著作について」の題目で、胡開忠・中南財經政法大学助教授から「WTO加盟後の中国の著作権戦略の分析」の題目で、それぞれ報告がなされ、これらに対して田村善之・本法学研究科教授からコメントがなされた。

24日は、午前に、第二セッション「知的財産法の基礎」が行われ、田村教授から「知的財産法の理論」の題目で報告がなされ、これに対して長谷川晃・本法学研究科教授からコメントがなされた。午後は、第三セッション「知的財産権とコモンズ」が行われ、Lucie Guibault・アムステルダム大学情報法研究所助教授から「著作権の制限とクリックラップ・ライセンス」の題目で、Dan L. Burk・ミネソタ大学ロースクール教授から「著作権管理システムのためのフェアユース・インフラストラクチャー」の題目で、それぞれ報告がなされ、これらに対して曾野裕夫・九州大学大学院法学研究院助教授（当時。現・本法学研究科教授）、及び常本照樹・本法学研究科教授からそれぞれコメントがなされた。

本シンポジウムでは、23日に、吹雪で交通がマヒしたために同時通訳者が来られなくなるなどトラブルに見舞われた。しかし、悪天候にもかかわらずに会場に集まり議論を熱氣あるものとしていただいた研究者の方々の協力もあって、予定された内容が完遂され、成功させることができた。

なお、本シンポジウムにおいてなされた報告・コメントの詳しい内容が、本誌次号および第4号に掲載される予定である。